

令和3年度 第1回鈴鹿市建築審査会 会議録（要旨）

1 開催日時

令和4年1月14日（金） 14：00～15：45

2 開催場所

市役所本館12階1202会議室

3 出席者

（1）鈴鹿市建築審査会委員

草川 喜雄 （鈴鹿市建築審査会 会長）
塚越 正光 （リベラ法律事務所 弁護士）
杉浦 礼子 （名古屋学院大学 商学部教授）
金沢 幸子 （株式会社トヨタトータルデザイン 一級建築士
一般社団法人 三重県建築士会 鈴鹿支部会員）
坂井 亨 （三重県 鈴鹿地域防災総合事務所 環境室 環境課長）
太田 寿弘 （三重県 県土整備部 建築審査監）

（2）事務局

今村 隆之 （都市整備部長）
伊藤 実 （都市整備部参事）
儀賀 春香 （建築環境グループ副主査）

（3）説明員（特定行政庁）

西野 耕治 （参事兼建築指導課長）
川喜田 浩也 （副参事兼建築審査グループリーダー）
川村 裕之 （副参事兼建築環境グループリーダー）
神田橋 千晶 （建築環境グループ副主幹）

4 傍聴者

0名

5 会議に付した案件

（1）審議を要する議案

議案第1号：建築基準法第44条第1項第4号に基づく許可の同意について（幼稚園）
議案第2号：建築基準法第44条第1項第4号に基づく許可の同意について（病院）
議案第3号：建築基準法第43条第2項第2号に基づく許可の同意について

(2) 審議を要しない議案

議案第4号：鈴鹿市建築審査会包括同意に基づく許可の報告について

6 会議録（要旨）

鈴鹿市建築審査会委員7名中6名の出席があり、委員の2分の1以上の出席があったことから、鈴鹿市建築審査会条例第4条により、本審査会が成立していることが確認された。

会議の公開方法、会議録の作成及び公表について、事務局から次のとおり説明し、全委員の承認を得た。

(1) 会議の公開方法について

公開で開催したところ、傍聴を希望する者は0名であった。

(2) 会議録の作成及び公表について

要旨をまとめて作成し、内容を委員各位に確認のうえ、鈴鹿市ホームページに掲載する。

委員の氏名は、出席者の部分については氏名を公表し、発言箇所については氏名を非公表とする。

議案第1号：建築基準法第44条第1項第4号に基づく許可の同意について

資料に基づき、諮問の経緯、計画の概略及び提案理由について説明を行い、以下の質疑応答があった。

（委員） 念のため確認したい。消火活動が円滑に行うことができるエリアであると説明を受けたが、今回設置の上空通路が下から4.7メートルの高さに設置されても、消防車等の全高が高い車両は支障なく通行可能であるか。

4.7メートルの高さは、全高が高い車両が通行するに当たって、必要最低限の高さであると理解して良いか。

（特定行政庁） 本審査会の開催に先立って、許可等に関する事務の連絡や調整を図ることを目的とした、警察、消防、道路管理者及び特定行政庁から構成される鈴鹿市道路上空通路連絡協議会を開催したが、その際、消防から、「一番高さのある車両が通行可能か確認をしたところ、支障はなかった。消火活動や警防隊の活動についても支障はないと確認している。」との回答を得ている。

また、道路管理者からは、道路の高さ基準があるが、最低高さ以上の高さであり適正であると回答を得ている。

（会長） 先ほどの回答でよろしいか。よければ次の質問に移る。

（委員） そもそも、上空通路が道路を跨いでしまうことから、今回の審査会において許可

が必要となっているが、運動場の敷地に余裕があるように見受けられる。

余裕のある運動場南側に園舎を建築する等、上空通路設置の回避はできなかったのか。

（特定行政庁） 運動場について、昭和16年の登記において、地目が池沼となっており、建築物を建てるには条件が良くない土地である。

また、昭和時代は鈴鹿市所有の土地であったが、昭和46年の登記では地目が堤塘となっており、堤防敷地のため、やはり条件が良くない土地である。

また、地盤調査の際に、専門家から指摘があったとのことである。

指摘の内容については、別職員から説明をさせていただく。

（特定行政庁） 補足説明をする。地盤調査の専門家から意見を聞いたところ、運動場の南側に位置する浄土池の堤体部分について、地震の際に液状化し、かつ、地盤が揺らぐと聞いている。

また、堤体の地盤の液状化に伴い、隣接する運動場の南側部分も液状化する恐れがあると聞いている。

既存のボーリングデータがあるが、どの範囲までが液状化するか、地盤調査の専門家と今回の設計士とで話をしたところ、浄土池に隣接する運動場南側では、液状化する恐れがあるため、建築することは難しいと判断したとのことである。

理想的であるのは、一つの敷地内に全ての園舎が存在することであるが、液状化のリスクを避けるため、道路を跨ぎ北側と南側に園舎を分け、上空通路で園舎同士を繋ぐ計画がされた。

（委員） 液状化のリスクを避けるため、園舎が運動場の北側に計画されているということの良いか。

計画されている位置であれば、液状化の危険性は低いということか。

（特定行政庁） 現在計画されている位置であれば、液状化の危険性は低いとボーリング調査において結果が出ている。

（会長） 先ほどの回答でよろしいか。よければ次の質問に移る。

（委員） 小さな子ども達が使用する通路であるため確認するが、階段部分について、園児が滞留し将棋倒しとなる事故が起きてしまう可能性があるが、そのような事故が起これぬよう安全に対する配慮はされているのか。

（特定行政庁） 階段部分の仕上げについて、滑りにくい仕上げが採用されている。

また、図面に記載があるが、階段部分の仕上げについては、木プラスチック再生複合材を使用し、直接鉄骨ではなく、擬木のような物を床面に張り付け、転倒した際、緩衝されるよう考慮されている。

屋外階段のため、雨を考慮した仕上げで、擬木のような柔らかい材質であると確認している。

（委員） 滑りにくく、柔らかい材質であるのか。

（特定行政庁） 柔らかい材質であり、ザラザラとした材質と比較すると滑りやすい可能性はあるが、擬木で、公園などでしばしば使用されている素材である。

（委員） 階段の角部分について、ノンスリップタイルと記載があるが、こちらについて聞きたい。

（特定行政庁） 角はタイルである。

（委員） 基準は存在するのか。

（特定行政庁） 幼稚園側の連絡通路の内部にも階段は設置されているが、その部分と同等の仕上げになると確認している。

上空通路と内部の階段は統一した仕上げであると確認している。

（会長） 規模が大きく、20クラス程度あるようだが、上空通路を使用し、一斉に運動場へ向かった場合、大変な混雑が予想されるため、幼稚園教諭に対し、引率の際は注意いただくよう、設計士の方を介して伝えていただきたい。

（特定行政庁） そのようにする。

以上、質疑応答の後、採決し全員の賛意を得た結果、鈴鹿市建築審査会は、議案第1号「建築基準法第44条第1項第4号に基づく許可の同意について」同意するものとして、市長に答申することとした。

議案第2号：建築基準法第44条第1項第4号に基づく許可の同意について

資料に基づき、諮問の経緯、計画の概略及び提案理由について説明を行い、以下の質疑応答があった。

（委員）許可をするに当たって、重要な部分となるため確認するが、渡り廊下の設置に関しては、問題はないと考えるが、必要性について、建築基準法施行令第145条第2項第1号で「学校、病院、老人ホームその他これらに類する用途に供する建築物に設けられるもので、生徒、患者、老人等の通行の危険を防止するために必要なもの」となっているが、具体的にはどういった使用となるのか。

主な使用が、職員の利便性のためとなると、施行令の内容からやや乖離するため、患者や高齢者の方が、渡り廊下がなければ支障をきたすという理由を詳しく聞きたい。

（特定行政庁）設計士との協議のなかで、既存棟1階部分に検査室等があるが、今後改修する予定であり、改修するに当たって新棟の検査室を使用すると聞いている。

（委員）患者や高齢者の方が、既存棟から新棟4階部分の検査室へ出向き、検査後、既存棟へ戻ってくるということか。

（特定行政庁）そのとおりである。

（会長）他に質問はあるか。

（委員）渡り廊下の幅員は1.87メートルであるが、車椅子がすれ違うに当たり、十分な幅であるか。

（特定行政庁）車椅子、ストレッチャーが通行可能な幅であると設計士から確認している。

（委員）衝突や、どちらかが止まらなければ通行できないということは生じないか。

（特定行政庁）そういったことが生じないよう設計されていると確認している。

以上、質疑応答の後、採決し全員の賛意を得た結果、鈴鹿市建築審査会は、議案第2号「建築基準法第44条第1項第4号に基づく許可の同意について」同意するものとして、市長に答申することとした。

議案第3号：建築基準法第43条第2項第2号に基づく許可の同意について

議案第1号の内容について、訂正があるため説明する。

上空通路の階段部分の素材について、擬木を使用していると説明したが、防滑性ウレタン樹脂の上にゴムチップを使用していたため、訂正する。

資料に基づき、諮問の経緯、計画の概略及び提案理由について説明を行い、以下の質疑応答があった。

（委員） 三重県，津市，四日市市の包括同意基準を示していただいたが，包括基準に示されている 1.8メートルの数的根拠はなにか。

（特定行政庁） 建築基準法第 4 2 条第 2 項の道路の最低幅員が 1.8メートルのため，整合を図っていると考ええる。

（委員） 資料の提案理由にある安全上，防火上及び衛生上の点は，1.8メートル以上確保されていれば支障がないという数字でよろしいか。

（特定行政庁） 建築基準法第 4 2 条第 2 項の道路と同じ幅員であるということで，今回審査会の同意を求めている。

（会長） 先ほどの回答でよろしいか。よければ次の質問に移る。

（委員） 既存の建物が平成 14 年建てとなっているが，その際，許可については問題にならなかったのか。

（特定行政庁） 4メートル未満の道路と今回の許可についての経緯を説明する。

昭和 25 年に建築基準法が施行され，昭和 26 年に三重県において，建築基準法第 4 2 条第 2 項の道路の指定が行われた。

建築基準法の施行時は，今回のような，接する前面道路が建築基準法上の道路でない場合，建築審査会における許可制ではなく，建築主事の裁量のもとで行われており，平成 11 年の法改正により，現行の特定行政庁での許可制となった。

平成 14 年の住宅建築時の許可についてであるが，法改正のあった平成 11 年の頃は，手書きの紙台帳で確認しており，情報化社会の発展により電子化が進んでいたが，平成 14 年時はまだ紙台帳のままであったことや，昭和 46 年時点で 2 件の建物が存在していたことを鑑み，建築基準法第 4 2 条第 2 項道路として判定した。

その後，電子化が更に発展し，過去の資料がデジタル台帳として閲覧が可能となったことから，平成 22 年の法改正により，建築基準法が施行された昭和 25 年まで遡り，建築基準法第 4 2 条第 2 項の道路を見直すこととなった。

また，平成 11 年の法改正時は，紙台帳であることとフィルム写真であったことから道路の見直しが不可能であった。

こういった経緯から，今回の建築時については，私道であり，1.8メートルの幅員，

共有名義であることから、建築基準法第42条第2項の道路とはみなさず、建築基準法第43条第2項第2号に基づく許可とした。

本来であれば、平成14年の建築の際も許可は必要であったが、道路の判定が全域確認できておらず、建築基準法第42条第2項の道路として扱った。

なお、鈴鹿市では、平成22年の法改正に合わせて、私道は建築基準法上の道路として扱わないと厳格化することとなった。

(委員) 1. 8メートルの幅員では、消防車は通行できないが、消火活動の際は、幅員4メートル以上の道路に消防車を停車させ、ホースを引き、活動を行うのか。

(特定行政庁) 近隣に消火栓があり、消火活動に影響はないと確認している。

以上、質疑応答の後、採決し全員の賛意を得た結果、鈴鹿市建築審査会は、議案第3号「建築基準法第43条第2項第2号に基づく許可の同意について」同意するものとして、市長に答申することとした。

議案第4号：鈴鹿市建築審査会包括同意に基づく許可の報告について

資料に基づき、令和3月1月13日の書面報告以降に包括同意による許可を行った件数について、敷地等と道路との関係に係る包括同意案件は6件である旨、報告があり、質疑応答はなしであった。

以上、議案第1号から議案第3号の審議、議案第4号の報告の後、令和3年度第1回鈴鹿市建築審査会を終了した。